



あいわ通信



あいわ総合司法書士事務所

～事務所からのお知らせや知って得する法律情報をお届けします～

ごあいさつ

こんにちは、司法書士の椎名尚文です。今月もあいわ通信をお届けいたします。

弊事務所では、小さな事件でもお客様の立場に立って、事件解決に向けて誠実に対応しております。もし、お悩みごとなどございましたら、お気軽に弊事務所までご相談ください。今後とも、よろしくお願いいたします。



18歳の君へ贈る言葉

歳食って体が大きくなっただけで偉くなったと勘違いする、そんな時代が僕にもありました。

— 粒来祐介（司法書士 1983～）



突然すみません。何の話かというところ、今年の4月1日以降、法律上の成人年齢が従来の20歳から18歳に引き下げられるというお話です。

柳沢幸雄先生の名著を期待した方ごめんなさい。

今回の改正によって、18歳からいろいろな契約を一人ですることができるようになります。自分で商売もできます。親からしつけを受けたり住む場所に口を出されることも（少なくとも法律上は）なくなります。

ただしお酒、タバコはダメです。競馬もダメ。なお、パチンコはもともと18歳からOKですが、債務整理の仕事をしている立場からはお勧めしません。

自分の若かりし頃を振り返ると（←書いてからまるっきりおっさんの表現だと愕然とした）18歳くらいの頃は謎の万能感にあふれていたように思います。自分にできないことは何もないんじゃないかくらいの。

でも、残念ながら全然そんなことはありませんでした。

社会のエグい仕組みなんてほとんど知りませんでしたし、だいたい自分の親がどれだけ頑張って自分を養っていたかさえ分かっていませんでした。

そこで今回は、4月に晴れて成人を迎え、社会の荒波に漕ぎ出す18歳の諸君にひとこと物申したいと思います。

世の中、悪人が悪人の顔をしているとは限りません。そんなだと誰も騙されてくれないからです。鶴見中尉よりアシリパちゃんのほうが実はヤバい奴だったなんてことも普通にあります。

ただ、そういうことはこんなおっさんに言われたところでなかなか響きません。自分で体験して時には砂を噛むような思いをして、実際にやってみないと分かりません。そういう意味で、成人年齢の引き下げは皆さんが大きく成長するためのチャンスかもしれません。

たくさんチャレンジしてください。勝負をしなければ勝つこともあり得ません。失敗できるのは若者の特権です。見境なくがんがんリスクを取ってください。勝率1%なら100回やれば1回は勝てます。そしてその結果、もしも多額の借金を負ってしまうようなことがあったら、当事務所にご相談ください。必ず力になります。

お分かりいただけでしょうか。

くれぐれも騙されないでくださいね。



債務整理の手続 ～任意整理について～



こんにちは、司法書士の高井和馬です。

当事務所では、コロナ禍の影響もあり、債務整理のご相談を受けることが増えております。

そこで、今月号からは借金問題を解決するための債務整理の手続についてご案内させていただきます。

借金問題を解決する手段としては、任意整理、個人再生、自己破産の3つの手続があり、それぞれにメリット・デメリットがあります。当事務所では、お客様の生活状況に応じて、これら3つの手続を使い分けて、借金問題を解決しています。今回は、3つの手続の中の任意整理についてご説明いたします。

任意整理は、裁判手続を使うことなく、司法書士や弁護士が代理人となって、貸金業者と支払方法について交渉して和解する手続です。将来発生する利息を全額カットして、3年から5年間の分割払いで交渉を成立させるため、返済のゴールが明確になり、いつ払い終わるのかを確実に見通すことができます。

例えば、消費者金融や銀行のカードローン等から50万円を借り入れた場合、利息は上限で年18%を支払うことになるため、毎月の利息の返済だけで約7500円になります。毎月1万円を返済したとしても、元金に充当されるのは2500円だけであり、これでは一向に借金は減っていきません。

さらに、借入先が複数となると、返済すると手元の現金が不足して、また借入れを繰り返してしまうため、借金の額を50万円から減らすことは難しくなります。

そこで、任意整理の手続を取ることで、将来発生する年18%の利息を全額カットするように交渉をするため、5年分割で交渉が成立した場合は、50万円の借入金の返済額は月額約8500円となります。今後は返済をした8500円の全額が元金に充当されることになるため、返済の見通しを立てることができるとともに、利息をカットすることにより返済総額も大幅に減額することが可能となります。

任意整理は、債務整理の手続の中では、最も利用される手続です。

借金の一部だけを整理することができるので、「自動車はどうしても残したい」「保証人には迷惑をかけられない」という方は、自動車ローンや保証人のついた借金についてはそのまま返済を継続し、その他借金のみ任意整理することも可能です。

しかし、任意整理は、個人再生や自己破産と異なり、法律に基づいて免除や減額、分割払いができるわけではなく、司法書士や弁護士が消費者金融やクレジット会社と個別に交渉をするため、貸金業者ごとに対応が異なる場合があります。

任意整理は、利息を全額カットして、5年間の分割払いで和解をすることが一般的です。そして、債権者によっては、長期分割が必要な事情を説明することにより、5年を超える6年の分割返済に応じてくれる業者もいます。

しかし、最近では、借入期間が短い場合（借りてから1年程しか返済をしていない）や債務整理を依頼する直前にまとまった額を借り入れている場合などは、5年間の分割返済に応じてくれないことが多く、利息の全額カットを認めないケースもみられるようになってきました。

当事務所では、これまで多くの方の借金問題を解決した実績があり、日々の和解交渉のなかで債権者ごとの対応を把握しております。借金のことで悩んでいる方、任意整理を相談したいと考えている方は、遠慮なく当事務所にご相談ください。


あいわ総合司法書士事務所



〒001-0032

札幌市北区北32条西4丁目1番7号コウメイビル2階

TEL : 011-738-1101 Fax : 011-738-1107

URL : <http://www.aiwas.jp/>

e-mail : info@aiwas.jp

